

始良市農業委員会総会議事録(8月)

1. 開催日時 平成26年8月20日(水) 午後1時30分から午後4時20分

2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室

出席委員(27人)

委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内甕 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員

なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名(11番 白尾委員、12番 宇都委員)

2. 会議書記の指名

3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について

4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について

5. 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について

6. 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について

7. 議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)について

8. 議案第 6 号 非農地証明願について

9. 議案第 7 号 農地の利用目的変更願について

10. 議案第 8 号 農地あっせん申出(売渡 希望)について

11. 議案第 9 号 農地あっせん申出(買受・借受 希望)について

12. 農地あっせんの経過報告

13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主任主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農政農地係長

	(大会議室に全員着席)
事務局	姿勢を正してください。
	一同礼。
	〔1、総会の通告〕
議長	只今から、平成 26 年度第 5 回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は、27 名中 27 名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議長	それでは、会務報告について、事務局より会務報告をお願いします。
事務局	事務局より会務報告。
議長	議事日程に入ります。 本日は、追加議案がございます。 追加日程第 1 は、日程第 11 議案第 9 号の議案審議の後に、ご審議いただく ことで差し支えございませんか。
委員	「異議なし」
議長	それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
委員	「異議なし」
議長	それでは、11 番委員、12 番委員をお願いいたします。 つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の北野局長補佐と下萩原参事補を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の『議事参与の 制限』により、『農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配 偶者に関する事項については、その議事に参与できない。』となっております ので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし ます。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握で きますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出てい

	ただき退席等よろしくお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 —————
議 長	それでは、 日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 1 号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についてを説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は 8 月 31 日を予定しております。 また、契約の始期は、9 月 1 日を予定しております。契約年数は、2 年が 1 件、3 年が 3 件、5 年が 5 件、合計の 9 件です。面積につきましては、田の 9,500 m²、畑の 8,585 m²、合計 18,085 m²です。内容については、議案書 1 ページから 3 ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料 9 番は 22 番委員の関係する議案となっており、これについては、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定の『議事参与の制限』により、議案の採決に参加できませんのでよろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明といたします。
議 長	それでは、1 番から 8 番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての 1 番から 8 番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号 1 番から 8 番については原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 1 号 9 番は、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 22 番委員の退席をお願いします。
議 長	それでは、議案第 1 号 9 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
委 員	[質問、意見なし]

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 9 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号 9 番は原案のとおり決定いたしました。 ————— 議案第 2 号 —————
議 長	次に、日程第 4 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 まず、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、4 ページからとなります。今月申請は、7 件です。 各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1 から 7 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。 それでは、順番にご説明いたします 1 番 譲受人、蒲生町北在住の○○さん。譲渡人が鹿児島市在住○○さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、蒲生町北字小迫○○番○の田で、面積が 530 m²です。 以上で 1 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関して 9 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	9 番です。8 月 5 日、譲受人と会い現地調査しました。受け人は耕作面積も 1.9ha ほど耕作され、水稻となた豆や冬場にキャベツを 4 反ほど作付されており、機械も労働力もそろっており農業には意欲があり、何ら支障はありません。農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	2 番について説明致します。譲受人、蒲生町米丸在住の○○さん。譲渡人が蒲生町米丸在住の○○さんの贈与による所有権移転です。 申請地の所在は、蒲生町米丸字鍋○○番、の田で、面積が 2,719 m²です。 以上で 2 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 2 番に関して 16 番委員から調査の結果並びに補足説明

		をお願いします。
	委 員	16 番です。8 月 5 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。現地には野菜等が作付されており、管理してあります。受け人は農業には意欲があり、農機具等も揃っており何ら支障はありません。農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長		次に、3 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	3 番について説明致します。譲受人、加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人が霧島市在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町西別府字藤次郎ヶ迫〇〇番の畑で、面積が 115 m ² です。以上で 3 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の 3 番に関して 5 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	5 番です。8 月 5 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。受け人と渡し人は兄弟でありまして、この土地を弟さんが相続されましたが一回も耕作はされずに受け人の〇〇さんが耕作をされていました。農業には意欲があり、農機具等も揃っており、また、牛も飼っておられます。最近息子さんが帰ってこれ働く人の人数が増えたということで、何ら支障はありません。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長		次に、4 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	4 番について説明いたします。譲受人、船津在住の〇〇さん。譲渡人が霧島市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、船津字中水流〇〇番〇、の畑で、面積が 145 m ² です。以上で 4 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の 4 番に関して 3 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	3 番です。8 月 9 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。受け人と渡し人は親戚関係でありまして、申請地は受け人の土地の隣で現地は現在も受け人が耕作されています。譲受人は稲作や畜産をされており、農業には意欲があり、農機具等も揃っており、何ら支障はありません。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。

議 長		次に、5 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	5 番について説明致します。譲受人、上名在住の〇〇さん。譲渡人が西餅田在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、上名字比良〇〇番の田で、面積が1,344 m²です。以上で5 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の5 番に関して8 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	8 番です。8 月 9 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。申請地を調査しました。譲り受け人は生産農家でありまた認定農業者であります。農機具等も揃っており、何ら支障はありません。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので、許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長		次に、6 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	6 番について説明致します。譲受人、加治木町小山田在住の〇〇さん。譲渡人が加治木町反土在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。 申請地の所在は、加治木町小山田字上新開〇〇番、の田で、面積が 1,056 m²です。下限面積については、経営面積 2,053 m²と取得面積 1,145 m²の合計 3,198 m²となります。以上で6 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の6 番に関して22 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	22 番です。8 月 7 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いまして、申請地を調査しました。現地は、本人の自宅の畑の隣です。車の整備業を営み土日に農作業をする形です。今回次男が後継者として就業しましたので、本人は体つくりのために農業に本腰を入れてやってみるとのことです。農機具等も揃っており、何ら支障はありません。当申請は、農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので、許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議 長		次に、7 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	7 番について説明致します。譲受人、西餅田在住の〇〇さん。譲渡人が鹿児島市在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。 申請地の所在は、西餅田字横手前〇〇番〇の田で、面積が 177 m²です。以上で7 番の説明を終わります。
議 長		ただいまの説明の7 番に関して18 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	18 番です。8 月 14 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。現地の隣は休耕田であり、要件の機械力はリースで行う、技術のその 2 は一部委託を行いますので、問題はないと思います。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第 2 号 1 番から 7 番について一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 7 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委員	〔全員挙手〕
議長	全員賛成ですので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 7 番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	————— 議案第 3 号 ————— 次に、日程第 5 議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案の説明の前に、参考資料を若干変えましたので、参考資料の方をご覧くださいと思います。まず、1 ページ目をあけますと始良市内の地図にたとえば、真ん中あたりに議案第 3 号の 1 と赤い字で書いてあるのがありますが、これが申請地の場所で、赤が第 3 号、紫が第 4 号、今月、第 4 号が 24 件ございまして、ごちゃごちゃしておりますが、引き出し線等で表示をしております。大体これで始良市内のどの辺にあるかがわかるかと思います。次に、2 ページ、3 ページ目を開けていただきたいと思います。2 ページ目が字絵図でございまして、その次のページに住宅地図をつけておりまして、申請地がわかるようにしております。これで、現地に行かれなかった委員さんも大体周りの状況がわかるのではないかとということでつけておりますので、よろしくお願いします。続きまして、4 号議案の 9 ページ目の 12 号に修正がございます。面積が、230 m ² のうち、46.83 m ² となっておりますが、面積につきましては登記の法律に基づいて表示をしておりますので、83 を消していただきたいと思います。宅地、鉱泉地

	につきましては、小数点2位まで、それと地目に係わらず10㎡未満は2位まで表示するようになっておりますので、許可証もそれに従って許可を出しておりますので、46.83㎡を46㎡に訂正をお願いします。 それでは議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番について説明します。参考資料は2ページ目からです。 申請人が蒲生町下久徳在住の○○さんで、土地の所在が蒲生町下久徳字長迫○○番○、畑、1,016㎡と田44㎡で、計2筆の面積が1,060㎡です。農地区分が2種農地で農用地区域外、都市計画区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満です。 転用目的が太陽光発電所です。申請理由が太陽光パネルを設置するため。自己資金で対応をする。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連して、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3番です。農地区分は第2種農地で市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、蒲生高校から南西に約600mの位置です。造成工法としまして現状のままで、土留め工法は塀ブロックで0.4mです。被害防除については、現況は東が田と道路、西が田、南は宅地と畑、北は畑です。隣接農地との日照確保は高さ制限で1.8mです。申請実現の確実性は、資力が自己資金です。資金証明もあり確実である。関係機関との協議状況は土地改良区の意見書ありで、他は不要です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見があります。以上です。
議 長 事務局	次に、2番について事務局の説明を求めます。 2番について説明します。参考資料は2ページです。 申請人が始良市平松在住の○○さんで、土地の所在が平松字諏訪原○○番○、田、1,317㎡、同じく諏訪原○○番○、田、692㎡、の2筆で、面積が2,090㎡です。農地区分が2種農地で農用地区域外、都市計画区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満です。 転用内容が太陽光発電所です。申請理由が太陽光パネル651枚を設置するため。自己資金で対応をする。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連して、4番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4番です。農地区分は第2種農地の市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、青雲病院から北西に約200mの位置です。被害防除については、現況は東が水路、西が道路、南は水路、北は宅地と田で

議 長	す。申請実現の確実性は、資力が自己資金です。資金証明もあり確実である。条件および特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に、3 番について事務局の説明を求めます。 3 番について説明します。申請人が始良市上名在住の○○さんで、土地の所在が下名字飛矢○○番、田、550 m²、同じく下名字蛇打○○番○、田、1,851 m²の計 2 筆で、合計面積が 2,401 m²です。農地区分が 2 種農地で農振農用地区域外、都市計画区域の設定なしです。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。 転用内容が山林です。申請理由が申請地は山間の棚田で耕作不便なため、また、猪による農作物の被害があるためクヌギを植えて山林としたいため。自己資金で対応をする。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、1 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	1 番です。農地区分は第 2 種農地でその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、山田小学校から南西に約 500m の位置です。被害防除については、現況は東が田、西が山林・畑・田、南は田、北は道路です。申請実現の確実性は、資力が自己資金です。計画面積の妥当性は適当です。山間の棚田で耕作不便なため、また、猪による農作物の被害があるため確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、4 番について事務局の説明を求めます。 4 番について説明します。申請人が始良市西餅田在住の○○さんで、土地の所在が西餅田字楠元○○番○、の畑で、面積が 701 m²のうち 184 m²です。農地区分が 3 種農地で農振区域外、都市計画区域の第 1 種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。 転用内容が通路です。申請理由が現在の居宅の通路が狭く、離合も難しいため居宅に隣接する申請地をへて東側市道への通路を開設したいため。自己資金で対応をする。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、4 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から東に約 300m の位置です。被害防除については、現況は東が

議 長	市道、西が宅地、南は宅地・畑、北は畑です。申請実現の確実性は、資力が自己資金です。資金証明もあり確実である。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
委 員	調査員のみなさん、ありがとうございました。 これより議案第3号1番から4番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。はい24番委員どうぞ
議 長	議案第3号1番の太陽光発電所ですが、審議資料では2筆合計が1,060㎡となっておりますが、それであれば事業計画書の建物と緩衝地を含む面積が1,016㎡ですが、これに44㎡分が含まれているのか。確認します。
事務局	事務局より説明をお願いします。 現地調査の時点で、調査したところ〇〇番〇の44㎡も含まれるとのもので確認して、追加で申請していただきました。事業計画の緩衝地面積に追加していただければよろしいです。
議 長	それでよろしいですか。
委 員	よろしいです。
議 長	他に質問等ありませんか。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	無いようですので、お諮りいたします。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問をいたします。 ————— 議案第4号 —————
議 長	次に、日程第6議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。

	先ず1番について、事務局の説明を求めます。 事務局 議案第4号の1番についてご説明申し上げます。譲受人が蒲生町白男在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が愛知県春日井市在住の〇〇さん、土地の所在が、蒲生町白男字岩戸〇〇番〇、畑、面積は402㎡。権利内容は所有権移転の贈与です。農地の区分は2種農地で農用区域外です、都市計画区域の設定外です。土地改良事業はありません。農地の広がりが10ha未満です。転用目的は太陽光発電所でございます。申請理由が、太陽光発電施設出力36.8kw設置する計画です。自己資金と融資資金で対応ということでございまして、被害防除計画書の添付があります。隣接する〇〇番〇の山林331㎡と一体利用する、全体事業面積が733㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、9番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 委 員 9番でございます。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、白男地区公民館から北に約600mの位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が宅地、南が里道、北は山林です。申請実現の確実性でございますが、資力は自己資金と融資、計画面積の妥当性は適当。資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、2番について事務局の説明を求めます。 事務局 2番についてご説明申し上げます。参考資料は23ページからです。譲受人が始良市平松在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さん、土地の所在が、西餅田字小宇都〇〇番〇、地目田、面積が383㎡、同じく小宇都〇〇番〇、地目田、面積43㎡、の2筆、合計面積は426㎡です。権利内容が所有権移転です。農地の区分は第3種農地、農業振興地域外で、都市計画区域は第1種中高層住居専用地域に設定されております。土地改良事業はありません。農地の広がりが10ha未満で、転用目的が資材置場でございます。申請理由が、申請地を資材置場として利用する計画です。自己資金で対応ということでございます。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、3番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 委 員 3番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、帖佐中学校から西に約300mの位置でございまして、造成工法は現況のままで、土留め工法は不要です。被害防除現況は、東が宅地、西が墓地、南が墓地、北は道路です。申請実現の確実性でございます

議 長	が、資力は自己資金で面積は適当で、資金証明もあり転用は確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に、3 番について事務局の説明を求めます。 3 番の説明をします。参考資料は 27 ページです。借り人が鹿児島市牟礼岡在住の〇〇さんでございます。貸し人が鹿児島市牟礼岡在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、池島町〇〇番〇の畑 350 m²です。権利内容は使用貸借権設定です。農地区分は 3 種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第 2 種住居地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満である。転用内容が一般住宅、1 棟の 110.33 m²です。申請理由が申請地を借り受けて自家住宅を建築するため。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。 以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連し、6 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 6 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、啓明幼稚園から南へ約 10m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が市道、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に、4 番について事務局の説明を求めます。 4 番の説明をします。参考資料は 31 ページです。譲受人が鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が姶良市永池町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、脇元字榎ヶ原〇〇番の畑面積は 249 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 3 種農地で、農業振興地域外で、都市計画区域内の第 2 種住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満でございます。転用内容が自動車置場です。申請理由が現在、車の在庫管理をしている土地が満車状態で手狭である。今後の事業拡大や安全管理上、隣接する申請地を取得し、余裕あるスペースで業務を行う計画です。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。雑種地〇〇番 209 m²と同じく〇〇番 214 m²、宅地〇〇番 1258.89 m²と一体利用で全体事業面積が 1930.89 m²です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、5 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

委員	5 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、重富駅から北東へ約 200m の位置です。土留め工法は塀ブロックの 0.4m です。被害防除については、現況は東が宅地、西が JR の線路、南は雑種地、北は畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、転用は確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次に、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	5 番の説明をします。譲受人が鹿児島市紫原在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西宮島町〇〇番〇の畑面積は 424 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 3 種農地で、農業振興地域外で、都市計画区域内の準住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満でございます。転用内容が一般住宅 138.25 m²です。申請理由が自己の居住用住宅 1 棟を建築する計画です。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議長	ただ今の説明に関連し、4 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委員	4 番です。農地区分は 3 種農地のため問題はありません。申請地の位置は、始良図書館から東へ約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が宅地、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議長	次に、6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	6 番の説明をします。譲受人が始良市西餅田の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字権現前〇〇番〇の田 400 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 2 種農地で、農業振興地域外で、都市計画区域の設定なし。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満でございます。転用目的が宅地拡張・駐車場・資材置場です。申請理由が隣地の住居の庭が狭いため敷地を拡大したい。また残地 231.49 m²については自営の鮮魚店のトラック等の駐車場及びコンテナ等の置場として利用したい。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書があります。以上です。
議長	ただ今の説明に関連し、3 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。

	します。 3 番です。農地区分は第 2 種農地の街区内農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、五社神社から北西へ約 200m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は道路、北は道路です。申請実現の確実性は、資力は自己資金、面積も適当です。自営の駐車場が不足しているため確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、7 番について事務局の説明を求めます。
	7 番の説明をします。譲受人が始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が鹿児島市真砂町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字権現前〇〇番〇の畑 1,773 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は 3 種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種低層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。転用目的は資材置場です。申請理由が自社の土木建築資材置場として当地域に探していたところ条件に合う土地だったため利用する。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、3 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
	3 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、五社神社から北西へ約 400m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地と雑種地、西が道路と宅地、南は雑種地と宅地と水路、北は道路、宅地、雑種地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、8 番について事務局の説明を求めます。
事務局	8 番の説明をします。参考資料は 49 ページです。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さん他 1 名でございます。譲渡人が和歌山県紀の川市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、永池町〇〇番〇の畑 280 m²です。権利内容が所有権移転です。農地区分は 3 種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満である。転用目的は一般住宅 1 棟の 94.81 m²です。申請理由は、申請地に自己の住宅を建築するためです。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。以上です。

議 長 委 員	ただ今の説明に関連し、6 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 6 番です。農地区分は第 3 種農地に該当して問題はありません。申請地の位置は、A コープ重富店から南東へ約 100m の位置です。被害防除については、現況で東は宅地、西は宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に、9 番について、事務局の説明を求めます。 9 番の説明をします。参考資料は 53 ページからです。借り人が福岡県筑後市の〇〇株式会社でございます。貸し人が東京都杉並区在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、蒲生町上久徳字木佐木原〇〇番〇の田 262 m²です。権利内容は賃貸借権です。農地区分は第 2 種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の地域区域の設定はありません。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。転用目的がコイン精米所 1 棟で 23.6 m²です。申請理由が自社のコイン精米機を設置するにあたり利用者の利便が良く駐車スペースを確保でき、現在不耕作であったため。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連し、1 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 1 番です。農地区分は 2 種農地の市街地近接農地に該当するので問題はありません。申請地の位置は、鹿児島県森林技術総合センターから北西へ約 200m の位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が県道、南は県道、北は道路です。申請実現の確実性は、資力は自己資金、計画面積は適当で、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に、10 番について、事務局の説明を求めます。 10 番の説明をします。参考資料は 58 ページからです。譲受人が福岡県の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が兵庫県加古川市在住の〇〇さん他 2 名でございます。土地の所在が、松原町 2 丁目〇〇番〇の畑 177 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 3 種農地で、農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり 10ha 未満です。転用目的は宅地分譲で

議 長	ございます。申請理由が申請地は商業施設が多数立ち並び始良バイパス近隣に位置し、市役所や小学校にも近く生活の便利성이高い、そのため分譲地として選定した。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。 ただ今の説明に関連し、5 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	5 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から東へ約 200m の位置です。土留め工法は塀ブロック 0.4m です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、資力は自己資金、計画面積は適当で、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、11 番について事務局の説明を求めます。 11 番の説明をします。参考資料は 53 ページです。譲受人が加治木町反土在住の〇〇さん他 1 名でございます。譲渡人が和歌山県橋本市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町 2 丁目〇〇番〇の畑 230 m²です。同じく松原町 2 丁目〇〇番〇の畑 230 m²のうち 46 m²です。2 筆の合計 276 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は 3 種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がりが 10ha 未満である。転用目的は一般住宅 1 棟の 109.30 m²です。申請理由が現在、借家住まいのため申請地を取得して一般住宅を建築する。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、4 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 4 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北へ約 200m の位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が畑、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、12 番について事務局の説明を求めます。 12 番の説明をします。参考資料は 68 ページです。譲受人が薩摩川内市在

	住の〇〇さん他1名でございます。譲渡人が始良市東餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町2丁目〇〇番〇の畑230㎡のうち46㎡です。それから、次の10ページの一番上の始良市松原町在住の〇〇さんで、土地の所在が、松原町2丁目〇〇番〇の畑230㎡です。2筆の計の276㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第3種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用目的は一般住宅1棟の59.21㎡です。申請理由が現在、借家住まいのため申請地を取得して一般住宅を建築する。資金計画は融資資金で対応です。被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、4番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北へ約200mの位置です。被害防除については、現況は東が畑、西が宅地、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	ここで、しばらく休憩をします。
議 長	それでは、再開します 次に、13番について事務局の説明を求めます。
事務局	13番の説明をします。参考資料は72ページからです。譲受人が〇〇株式会社代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が鹿児島市東谷山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、脇元字西溝原〇〇番〇の畑654㎡です。もう1筆が譲渡人が神奈川県在住の〇〇さん他1名で、土地の所在が、脇元字西溝原〇〇番〇の畑841㎡です。2筆の畑合計1,495㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第3種農地でございます。農業振興地域区域外で、都市計画区域の準住居地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha未満です。転用内容が宅地分譲です。申請理由が申請地を取得して宅地分譲に利用する計画です。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書が添付してあります。隣接する宅地脇元〇〇番〇、7.6㎡と一体利用で全体事業面積が1,502.6㎡です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、5番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	5番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、二

	シムタの北隣りの位置です。造成工法は盛土で1.9mです。土留め工法は土羽芝張りで1.9mです。被害防除については、現況は東が宅地、西が道路、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、資力は自己資金で面積も適当です。資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、14 番について事務局の説明を求めます。
事務局	14 番の説明をします。参考資料は 77 ページです。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が鹿児島市小野在住の〇〇さん他 4 名でございます。土地の所在が、三拾町字吉野町〇〇番〇田、354 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 1 種農地でございます。農業振興地域外で、都市計画区域の地域設定なしです。土地改良事業の施工はありません。農地の広がり10ha 以上であるので 1 種農地です。転用目的が一般住宅の 1 棟 100.69 m²です。申請理由が現在借家住まいのため手狭なため、当地に自己の永住用住まいを建設する計画です。資金計画は融資資金で対応です。土地改良区の意見書及び被害防除計画書は添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、2 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	2 番です。農地区分は第 1 種農地で第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、森林組合から北西へ約 200m の位置です。造成工法は盛土 0.6m で土留め工法が L 型擁壁 0.6m です。被害防除については、現況は東が道路、西が田、南は宅地、北は宅地です。土砂の流失防止対策として L 型擁壁、隣接農地の日照確保として高さ制限 4.9m であります。 申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、15 番について事務局の説明を求めます。
事務局	15 番の説明をします。参考資料は 81 ページ目からです。譲受人が始良市脇元在住の〇〇さんでございます。譲渡人が愛知県瀬戸市在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字後迫〇〇番〇、畑、27 m²、同じく字後迫〇〇番〇、畑、7.39 m²、同じく平松字後迫〇〇番〇、畑、150 m²の 3 筆の畑合計面積 184.39 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 3 種農地でございます。農振地区域外で、都市計画の第 1 種低層住居専用地域です。土地改良事業はありません。農地の広がり10ha 未満です。転用目的が一般

議 長	住宅、1棟43.47㎡です。申請理由が現在借家住まいのため手狭なため、当地に自己の永住用住まいを建設する計画です。資金計画は融資資金で対応です。以上です。 ただ今の説明に関連し、6番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	6番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、防災センターから北東へ約300mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、16番について事務局の説明を求めます。
事務局	16番の説明をします。参考資料は84ページです。譲受人が奈良県北葛城在住の〇〇さんでございます。譲渡人が大阪府大阪市在住の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字中野崎〇〇番〇、田、378㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第3種農地でございます。農振地区域外で、都市計画の第1種中高層住居専用地域です。土地改良事業は該当なし、農地の広がり10ha未満である。転用目的が賃貸住宅、1棟94.81㎡です。申請理由が市街化の状況から借家の需要が見込まれると判断し申請地を選定した。資金計画は自己資金で対応です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、6番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	6番です。農地区分は第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、帖佐駅から北東へ約200mの位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が雑種地、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、17番について事務局の説明を求めます。
事務局	17番の説明をします。参考資料は88ページ目からです。譲受人が始良市中津野の株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が兵庫県在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、池島町〇番〇、畑、430㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第3種農地でございます。農振

議 長	地区域外で、都市計画の第 2 種中高層住居専用地域です。土地改良事業は該当なし、農地の広がり10ha未満である。転用目的が宅地分譲、1 区画でございまして、申請理由が市街化の状況から需要が見込まれると判断し当地で宅地分譲を行う計画にいたるということで、資金計画は自己資金で対応です。以上です。
委 員	ただ今の説明に関連し、6 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 6 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、重富中学校から北へ約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、18 番について事務局の説明を求めます。
事務局	18 番の説明をします。参考資料は 92 ページです。譲受人が霧島市隼人町在住の〇〇さんでございまして。譲渡人が姶良市西餅田在住の〇〇さんでございまして。土地の所在が、西餅田字辰喰〇〇番、畑、234 m²です。次に譲渡人が京都市右京区在住の〇〇さんでございまして。土地の所在が、西餅田字辰喰〇〇番、畑、65 m²、同じく〇〇番、畑、49 m²、同じく〇〇番、畑、1.25 m²、同じく〇〇番、田、824 m²で計の 939.25 m²で合計が田 1 筆で 824 m²、畑 4 筆の 349.25 m²で合計 1,173.25 m²となります。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 2 種農地でございまして。農振地区域外で、都市計画の区域設定なしです。土地改良事業は該当ありません。農地の広がり10ha 未満である。転用目的が賃資材置場です。申請理由が建築資材置場に利用可能であったため、今回選定した。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明の 18 番に関連し、2 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	2 番です。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、五社神社から北西へ約 100m の位置です。造成工法が盛土が 0.1m です。被害防除については、現況は東が宅地、西が宅地、南は宅地・畑、北は道路です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、19 番について事務局の説明を求めます。

	事務局 19 番の説明をします。参考資料は 97 ページです。譲受人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が京都市右京区在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、西餅田字辰喰〇〇番〇、田、66 m²です。同じく〇〇番〇、畑、1.56 m²で計 2 筆の 67.56 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 2 種農地でございます。農振地区域外で、都市計画の区域設定はありません。土地改良事業は該当なし、農地の広がり 10ha 未満である。転用目的が通路です。申請理由が隣接する〇〇番〇の住宅への出入り口とするため。資金計画は自己資金で対応です。始末書が添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、2 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
	委 員 2 番です。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、五社神社から北西へ約 100m の位置です。被害防除については、現況は東が宅地、西が雑種地、南は宅地、北は道路です。申請実現の確実性は、転用済みのため確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、20 番について事務局の説明を求めます。
	事務局 20 番の説明をします。参考資料は 100 ページです。譲受人が始良市増田在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市東餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、船津字馬場迫〇〇番〇、畑、719 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 1 種農地でございます。農振地区域外で、都市計画の区域設定なしです。土地改良事業は該当なし、農地の広がり 10ha 以上であるため第 1 種農地となります。転用目的が住宅・木材加工場・資材置場 1 棟の 101.08 m²です。500 m²を超えますが住宅と本人が大工さんが木材加工場・資材置場として利用するので 500 m²を超えますが許可事案には該当します。申請理由が住宅の建築及び資材置場、木材加工場として使用するため。資金計画は自己資金と融資資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。始末書が添付されております。面積越えの理由書添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、3 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	3 番です。農地区分は第 1 種農地で第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、船津公園から東へ約 400m の位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が水

議 長	路、南は宅地、北は水路と畑です。隣接地との日照確保がありで、高さ制限が5.0mです。申請実現の確実性は、自己資金、融資証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に、21番について事務局の説明を求めます。 21番の説明をします。参考資料は105ページからです。借り人が愛知県一宮市在住の〇〇さんでございます。貸し人が始良市鍋倉在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、三拾町字吉野町〇〇番、田、271㎡です。権利内容は使用貸借権設定です。農地区分は第1種農地でございます。農振地区域外で、都市計画の区域設定なしです。土地改良事業は施工地であり、農地の広がり10ha以上であるため第1種農地となります。転用目的が一般住宅1棟の81.22㎡です。申請理由が定年を迎えたので、母より実家近くの申請地を借り、自宅を建築する計画です。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書が添付されております。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、2番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	2番です。農地区分は第1種農地で第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため問題はありません。申請地の位置は、森林組合から北西へ約100mの位置です。造成工法が盛土が0.8m、土留め工法は塀ブロックで0.8mです。被害防除については、現況は東が県道、西が宅地、南は田、北は宅地です。隣接農地との緩衝地確保がありで、塀ブロック1.0mです。土砂の流失防止対策として塀ブロックを積みます。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、22番について事務局の説明を求めます。
事務局	22番の説明をします。参考資料は109ページ目からです。譲受人が〇〇株式会社の代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が兵庫県川辺郡在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、寺師字園田〇〇番、田、1,175㎡です。次に譲渡人が始良市寺師在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、寺師字園田〇〇番〇、田、1,017㎡と同字〇〇番〇、田185㎡2筆計の1,202㎡です。次に譲渡人が始良市寺師在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、寺師字園田〇〇番、田、1,047㎡です。次に譲渡人が加治木町木田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、寺師字園田〇〇番〇、田、634㎡と同字〇〇番〇、田、404㎡の計の1,038㎡です。次に14ページの譲渡人が始

	良市寺師在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、寺師字園田〇〇番〇、田、996 m²、同字〇〇番、畑 254 m²、同字〇〇番、田 865 m²、同字〇〇番〇、田 749 m²、同字〇〇番、田 1,145 m²のうち590 m²、の5筆の3,454 m²です。今回の申請面積が5名分の11筆の7,916 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第2種農地でございます。農振地区域外で、都市計画の区域設定なしです。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用目的が太陽光発電所です。申請理由が譲受人がメガソーラ基地を整備する。事業開始後は、約0.497MW/月を発電する。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。隣接する原野、寺師〇〇番〇、926 m²と寺師〇〇番〇、318 m²との一体利用をする。全体事業面積が9,160 m²となります。今回申請分の11筆の7,916 m²です。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連し、1番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 1番です。農地区分は第2種農地でその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、JA 営農センターから北東へ約400mの位置です。被害防除については、現況は東が田・道路、西が宅地・道路、南は田・畑、北は山林・宅地・道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実である。総合意見としましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長 事務局	次に、23番について事務局の説明を求めます。 23番の説明をします。参考資料は115ページです。譲受人が加治木町西別府の有限会社〇〇の代表取締役の〇〇さん他2名でございます。譲渡人が良市寺師在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、寺師字次米田〇〇番〇、畑、30 m²と同字〇〇番〇、畑 24 m²畑の2筆計の54 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第2種農地でございます。農振地区域外で、都市計画の区域設定なしです。土地改良事業はなし、農地の広がり10ha未満である。転用目的が通路です。申請理由が申請地は譲受人の有限会社〇〇他2名の土地への通路である。資金計画は自己資金で対応です。始末書の添付があります。被害防除計画書が添付されております。寺師〇〇番に太陽光発電所建設に伴う通路 188 m²のうち54 m²です。以上です。
議 長 委 員	ただ今の説明に関連し、1番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 1番です。農地区分は第2種農地でその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、酒のキンコーから北へ約500mの位置です。被害防除については、現況は東が道路、西が畑、南は山林・雑種地・道路、北は市道・畑です。申請実現の確実性は、資力については転用済みのため不要で

議 長	す。計画面積は適当です。転用済みのため確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に、24 番について事務局の説明を求めます。 24 番の説明をします。参考資料は 120 ページです。譲受人が大阪府の〇〇株式会社の支配人〇〇さんでございます。譲渡人が大阪府淀川区在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、松原町 2 丁目〇〇番〇、畑、713 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は第 3 種農地でございます。農振地区域外で、都市計画の第 1 種中高層住居専用地域です。土地改良事業はなし、農地の広がり 10ha 未満です。転用目的が一宅地分譲 4 区画です。申請理由は申請地を購入し、造成を行い、宅地として分譲する計画です。資金計画は自己資金で対応です。被害防除計画書が添付されております。松原 2 丁目〇〇番〇宅地 265.55 m²と一体利用です。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、5 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	5 番です。農地区分は第 3 種農地で問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東へ約 300m の位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が宅地、南は宅地、北は宅地・市道です。申請実現の確実性は、資力は自己資金、面積は適当です。自己資金証明もあり確実である。総合意見といたしましては、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果。現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第 4 号 1 番から 24 番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。はい 13 番委員どうぞ
委 員	13 番です。4 号議案の 4 番の確認ですが、審議資料では自己資金での対応となっておりますが、現地調査報告では融資証明もあり確実であるとなっておりますが、どちらなのか確認します。
議 長	事務局どうですか。
事務局	申し訳ございません。自己資金の訂正方お願いします。
議 長	それと 10 番委員どうぞ。
委 員	10 番です。20 番の案件ですが、面積が 719 m²ですが面積超の理由書ありとなっておりますが、大工さんなので切り込み場や作業場が必要であるということで、面積超でも認めることか。

議 長	事務局どうぞ
事務局	そのとおりであります。事業主でない一般の方の場合は 500 m ² までとなっております。事業主の場合はその事業を行われる資材置場とか加工場とかは面積超過の理由になる。理由書の中に土地面積が 719 m ² の中には法面面積が 160 m ² あり、木材加工場が 50 m ² と資材置場が 60 m ² となっております。
議 長	よろしいですか。10 番委員どうぞ
委 員	私が質問したのは、500 m ² を越せば開発行為が以前は必要であったりしたわけで、その理由書だけで認めてしまえば、悪意を持って転用を行うことも考えられるが、転売などそのような行為がないように念を入れた方が良いのではないかな。
議 長	事務局どうぞ
事務局	開発許可につきましては、現在 1,000 m ² 以上となっております。 旧町ではそのような取り扱いをしておりましたが、合併で変更になっております。今申されたように転用の際にいろんな申請があると思いますので、資金証明等で審査をしていくうえで、計画なりを見ながら問題がないと考えますが、さらなる審査をしていきたいと思います。
議 長	よろしいですか。
委 員	よろしくお願いします。
議 長	他に質問はありませんか。5 番委員どうぞ
委 員	5 番です。22 番と 23 番の通路での申請はどのような関連があるのか、お聞きます。
議 長	事務局どうぞ
事務局	22 番と 23 番の現地は 200m ほど離れたところで、23 番の通路は開発地が山林でそこを活用して太陽光発電所を設置するところで農地法の規定は適用されません。22 番の方は今回新たに太陽光発電所を設置する。23 番は以前に山林を伐採されて、そこに太陽光パネルを設置されたものであります。
議 長	よろしいですか。事務局どうぞ
事務局	資料の修正をお願いします。参考資料の 27 ページ申請地に記入してある

議 長	申請人が○谷を○屋へ訂正をしてください。
委 員	他にありませんか。
議 長	[質問なし]
議 長	無いようですので、ここでお諮りいたします。 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、 1 番から 24 番までについては、原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮 問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処 分決定についての 1 番から 24 番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに 諮問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問いたします。
	————— 議案第 5 号 —————
議 長	次に、日程第 7 議案第 5 号農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)に ついてを議題に供します。 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)についてを説明 します。申請人が加治木町反土在住の○○さんで変更区分としては農用地区 域の除外です。土地の所在が、加治木町木田字樋ノ口○○番、地目が田、面 積が 641 m ² です。変更前の用途区分が農地で、変更後の用途が除外しまして 宅地です。補助事業との関連は該当無です。所有者は○○さんでございまし て、理由が現在の借家が手狭なため、当地に永住用の家屋の建築計画に至 る。また、妻の父も現在借家住まいのため別棟で建築する計画に至る。家屋 2 棟建築することとございます。以上です。
議 長	ただ今の事務局説明の 1 番について、2 番委員に調査の結果、並びに補足 説明をお願いします。
委 員	2 番です。申請地の位置は、実窓寺保育園から南東に約 100m の位置で す。造成工法として盛土 0.6m で土留め工法は L 型擁壁が 0.6m です。被害防 除については、現況は東が田、西が宅地、南は道路、北は田です。工の土砂 の流失防止対策を L 型擁壁です。申請実現の確実性は、資金証明、融資証 明も共にあり確実である。総合意見といたしましては、現地調査委員としまして は承認意見であります。以上です。

議 長	これより、議案第 5 号 1 番について質疑に入ります。 何か、質問等はありませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。議案第 5 号農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 5 号農業振興地域整備計画の変更(個別見直し)についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 本件については、賛成意見として市長に答申いたします。
————— 議案第 6 号 —————	
議 長	次に、日程第 8 議案第 6 号 非農地証明願についてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 6 号非農地証明願について説明を行います。1 番です。申請人は始良市西餅田在住の〇〇さんです。所有者も同じです。土地の所在が西餅田字伊藤山〇〇番〇、地目は畑で現況は宅地です。面積が 176 m ² で、変更年月日は昭和 54 年 3 月 26 日より現況は宅地となっております。 以上です。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、5 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5 番です。農地区分は第 3 種農地です。申請地の位置は、始良駅から北西に約 150mのところでございます。現況は申請のとおり宅地となってから、約 35 年程度経っていると認められる。周囲の状況及び非農地とすることで生じる影響は、現況は東が道路、西が道路、南が宅地、北が宅地になっておりました。この、非農地として認定するやむを得ない理由は、昭和 54 年から宅地として利用しているためやむを得ないものと認める。特記事項で 20 年以上宅地として税金を納めている。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上です。
議 長	これより質疑に入ります。ただ今の事務局、現地調査員からの説明について、質疑のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ありませんか。

	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それではお諮りいたします。議案第 6 号 非農地証明願いについての 1 番は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 6 号 非農地証明願いについての 1 番は原案のとおり決定しました。
		————— 議案第 7 号 —————
議 長		次に、日程第 9 議案第 7 号農地の利用目的変更願いについてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明をお願いします。
	事務局	議案第 7 号農地の利用目的変更願いの、1 番について説明します。届け人が始良市永池町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が上名字八幡脇〇〇番〇、地目が田、の面積 325 ㎡であります。変更後の使用目的は畑にして季節野菜の栽培を行うということでございます。申請理由は、用水の確保が困難で、管理上畑でないと管理できないため畑に変更するものです。所有者は〇〇さんで申請人の姪にあたります。以上です。
議 長		ただいまの説明の 1 番に関連して、8 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員	8 番です。農地区分は第 1 種農地です。申請地の位置は、黒瀬南北公民館から南に約 100m のところでございます。被害防除の現況は、東が山林、西が田、南が宅地、北が水路になっておりました。申請実現の確実性でございますが、申請人は水利の便が悪いため畑にするため確実でございます。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で、報告を終わります。
議 長		ありがとうございました。 これより、議案第 7 号 1 番について、質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。
	委 員	「意見・質問なし」
議 長		よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 7 号 農地の利用目的変更願いについての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、

	委員	挙手をお願いします。
議長		「全員挙手」
		全員賛成ですので、議案第 7 号 農地の利用目的変更願いについての 1 番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
		————— 議案第 8 号 —————
議長		次に、日程第 10 議案第 8 号 農地あっせん申出(売渡希望)についてを議題に供します。
		1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 8 号あっせん申出(売渡希望)についてご説明致します。総会資料は、18 ページとなります。今月申請は、1 件です。 参考資料 135 ページからになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、1 番を説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が蒲生町白男字中水流〇〇番〇、田の 1,242 m²です。申請人は、福岡市在住〇〇さん、条件として売渡希望価格が 10a 当たり 80 万円。以上、議案第 8 号の説明を終わります。
議長		ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。 はい 9 番委員どうぞ
	委員	9 番です。写真を見る限り〇〇さんのハウスがかかっているのではないですか。
議長		事務局どうぞ
	事務局	現在、こちらの申請地については、〇〇さんが利用権を設定してハウスを作成しております。総会で承認を受けていないわけですが、利用者の〇〇さんも買受けを希望されております。〇〇さんも買う意欲があり、また、福岡の〇〇さんは郵送であっせん申し出書が提出されましたので、直接話は出来ておりますが、買う予定で進めてまいりたいと思います。
	委員	売主と買主とは話が出来ているのですか。
	事務局	まだ話は出来ておりません。
	委員	今後の進め方は事務局の方でよろしくをお願いします。

議 長	9 番委員それでよろしいですか。 他質問等ありませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 8 号 農地あっせん申出(売渡希望)についての1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 8 号 1 番は原案どおり承認いたします。 つぎに、ただいま承認された議案第 8 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 8 号 1 番は、9 番委員、14 番委員、19 番委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
————— 議案第 9 号 —————	
議 長	次に、日程第 11 議案第 9 号農地あっせん申し出(買受・借受 希望)についてを議題に供します。 1 番と 2 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 9 号あっせん申出(買受・借受希望)についてご説明致します。総会資料は、19 ページとなります。今月申請は、2 件です。 参考資料 136 ページからになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、1 番を説明致します。内容につきましては、買受及び借受です。申請人は、鹿児島市在住○○さん、現在鹿児島市で 18a ほど農作物を栽培しております。希望面積が 3,000 ㎡の田で無料開放の花菖蒲園をつくりたい。希望地区は漆、寺師地区です。 次に 2 番を説明します。内容につきましては、買受及び借受です。申請人は、平松在住○○さん、現在宮崎県小林市で 35,000 ㎡ほどの果樹(栗とゆず)を栽培しております。希望面積が 20,000 ㎡の畑で栗とゆずを栽培予定です。希望地区は始良市全域です。以上説明を終わります。
議 長	ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。

委 員	[質問、意見なし]
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 9 号 農地あっせん申出(買受・借受 希望)についての 1 番と 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。
議 長	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 9 号 1 番と 2 番は原案どおり承認いたします。つぎに、ただいま承認された議案第 9 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 9 号 1 番は、希望地区の漆の担当を 25 番委員に、希望地区の寺師の担当を、27 番委員お願いしたいと思います。 議案第 9 号 2 番は、始良市全域を希望しておられますので、委員の皆さん全員をお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。 ————— 追加議案第 1 号 —————
議 長	追加日程第 1 議案第 1 号 農地の利用状況調査に係る非農地決定についてを議題に供します。 本件について、事務局の説明を求めます。
事務局	追加日程第 1 議案第 1 号 農地の利用状況調査に係る非農地決定についてを説明します。 資料は別紙となっております、参考資料を今お配りします。 こちらにつきましては、平成 25 年度の遊休農地の調査に基づき赤判定をしたものを、委員 2 名と職員 1 名の体制で今年の 2 月 13 から 3 月 1 日かけてみなさまに、非農地の確定調査をしていただいたものの集計結果となります。非農地というのは、山林、原野、耕作放棄地の非農地となります。資料の方が個別のそれぞれの所在、地目、面積等と調査した現況、所有者の氏名、住所が記載された一覧表と集計表となっております。調査の結果、非農地と判定していただいたものが集計の結果、ここに A4 にあげました一覧表になりますが、始良地区が 169 筆の約 14ha で、この表の単位の面積が平方メートルで出ておりますが、ヘクタールになると 14 ヘクタールとなります。加治木地区で言いますと、70 筆、3.5 ヘクタールで蒲生地区につきまして 141 筆の 11.4 ヘクタールとなります。合計の 380 筆の 29 ヘクタールとなります。農地別で見ますと田の方が

	223 筆の 22 ヘクタール、畑が 157 筆の約 6.9 ヘクタールとなっています。この総会で非農地の決定をいただいたおりに、まず農家台帳からこの農地をはずします。そして、税務課の方へ報告しまして税務課の方での調査で問題がなければ、山林、原野として課税が変わることになります。また、9 月の頭までに該当者に非農地の通知書を発送したいと思っております。 この非農地の通知書を参考に配布いたしましたものです。こちらの通知書が非農地の決定したことでこの通知書なわけですが、この下の方の詳細に書いてあるものが、農地ではありませんという証明になります。こちらの方で法務局の方で地目変更ができます。ご自分でされるわけですが、自分でされる場合は法務局の手数料はかかりませんので無償ということになります。ただ、申請者等が、所有者等が亡くなっており、申請者が相続人となっている場合は、関係を示す書類などを取らなければならない事が発生しますので、そちらの証明等の資料代がかかってきますが、原則的には地目変更は無料となっております。通知をしましておりに、法務局のほうに一覧表を送付しております。以上で追加議案の説明になります。
議 長	ただ今の事務局の説明について、発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ありませんか。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 追加日程 第 1 議案第 1 号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、追加日程第 1 議案第 1 号 耕作放棄地の非農地決定については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、農地あっせん経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 はい事務局どうぞ
事務局	農地あっせん経過報告に入る前に、資料の方の経過報告が日程 10 に書かれている、アンダーラインの赤で引いている方を差し替えがたよくお願いします。 49 番ですが、先月 5 番委員より質問がありました、〇〇の案件ですが、電話で確認したところ、7 月の総会での利用権設定で完了となりますので、49 番は完了としてください。 次に、50 番〇〇さんは今月の議案第 1 号で承認されましたので、こちらも完了となります。以上報告します。

議 長	他に委員の皆様方からありませんか。他ありませんか。
委 員	(発言なし)
議 長	よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります その他何かございませんか。 次に、来月の現地調査、総会日についてですが、現地調査は、9月11日木曜日に、総会は、9月18日木曜日に開催予定でよろしいですか。 現地調査委員は、1班を、8番委員、9番委員、10番委員に、2班を、11番委員、12番委員、13番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いします。
議 長	以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。その他に委員からご発言はありませんか。
委 員	「発言なし」
議 長	事務局からはありませんか。
事務局	○ 平成26年度農地パトロールの実施要領について説明 ○ 農業生産法人「アグリ太陽」の経営状況について報告 ○ 「農業委員会等に関する法律」の改正に向けた組織検討について (アンケート集計結果報告)
議 長	他に何かありませんか。 よろしいですか。それでは以上をもちまして、平成26年度第5回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 「閉会」
事務局	姿勢を正してください。 一同礼。